

物価高騰対策等総合支援特別融資保証 (県伴走物価高)

制度の特徴

金融機関との対話を通じた「経営行動計画」を策定したうえで、金融機関による継続的な伴走支援が行われることを目的としたもので、保証料を大幅に引き下げた制度です。

対 象 者	<p>災害救助法の適用地域に事業所を有し（野々市市、川北町を除く石川県内） 次のいずれかに該当する中小企業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.SN4号、SN5号いずれかの認定書を取得している 2.売上または利益率が5%以上減少している 3.罹災証明書（R6能登地震）を取得している
保 証 限 度 額	1億円
保 証 期 間	10年以内
据 置 期 間	5年以内
金 利	<p>真水調達のみの場合…1.15%以内 借換えを含む場合…保証期間7年以内は1.85%以内 7年超は1.95%(変動)以内</p>
保 証 料	<p>対象者1, 3は 0.2% 対象者2は 0.2~1.15%</p>
担 保	不要
連 帯 保 証 人	<p>原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)</p>